

NSW

Humanware By Systemware

第57回 定時株主総会
招集ご通知
NSW 株式会社

〈証券コード：9739〉

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町31番11号
N S W 株 式 会 社
代表取締役
執行役員社長 多 田 尚 二

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nsw.co.jp/ir/finance/fi_soukai.html

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名「NSW」またはコード「9739」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月20日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(郵送・インターネット等による議決権行使方法は3頁をご参照ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区北青山2丁目14番4 3階
AOYAMA GRAND HALL
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、
計算書類、および連結計算書類の内容、ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙は切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限

2023年6月20日（火曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限

2023年6月20日（火曜日）午後5時まで

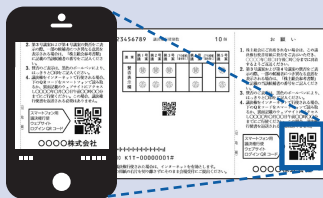
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）をパソコンまたはスマートフォンを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

電話 0120-652-031（フリーダイヤル）受付時間午前9時～午後9時

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください



ネットで招集から
「スマート行使」へ簡単アクセス！



「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

ネットで招集は右記の
QRコードを読み取ることでアクセスできます



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

- 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合、インターネット等による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトなどをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金などは、株主の皆さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名全員の任期が満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきまして監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりです。

候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1 再任	多田尚二 (ただ しょうじ)	代表取締役 執行役員社長	7回/7回
2 再任	阿部徳之 (あべ のりゆき)	取締役 執行役員専務	7回/7回
3 再任	須賀 讓 (すか ゆずる)	取締役 執行役員専務	7回/7回
4 再任	竹村大助 (たけむら だいすけ)	取締役 執行役員常務	7回/7回

候補者番号

1

た だ しょう じ
多 田 尚 二

(1969年5月14日生)

再任

所有する当社の株式の数

317,220株

略歴、地位および担当

2002年9月 エヌエスダブリュ販売(株) (現N S S (株))
代表取締役社長 (2009年3月退任)

2004年6月 当社取締役

2006年6月 当社常務取締役

2007年4月 当社取締役

2008年4月 当社代表取締役社長

2009年4月 当社取締役執行役員副社長

2013年4月 当社代表取締役執行役員社長 (現任)

2015年11月 N S Wテクノサービス(株) (現N S S (株)) 代表取締役社長
(2016年3月退任)

重要な兼職の状況

(株)ナカヤ 専務取締役
(株)タダ・コーポレーション 代表取締役社長

選任理由

多田尚二氏は、当社子会社代表取締役、当社代表取締役を歴任し、当社グループの発展に強いリーダーシップを発揮しております。これまでに培われた経験および経営全般に関する深い知見を有することから、同氏が引き続き経営の指揮をとっていくことが当社にとって最適と判断したため、選任いたしました。

候補者番号

2

あ べ のり ゆき
阿 部 徳 之

(1965年3月5日生)

再任

所有する当社の株式の数

4,300株

略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社

2017年4月 当社執行役員、
プロダクトソリューション事業本部副事業本部長

2018年4月 当社執行役員常務、プロダクトソリューション事業本部長

2019年10月 京石刻恩信息技术(北京)有限公司(現恩斯達信息技术(北京)有限公司) 董事長 (2023年3月退任)

2020年6月 当社取締役執行役員常務、ITソリューション事業本部担当

2022年4月 当社取締役執行役員専務(現任)、
デバイスソリューション事業本部長(現任)、
エンベデッドソリューション事業本部担当(現任)

選任理由

阿部徳之氏は、2020年6月に取締役に就任し、当社の各事業全般における経験と実績を有しております。同氏は、ハードウェアシステムや大規模なシステムL S Iの設計、開発を行うデバイスソリューション事業を率い強いリーダーシップを発揮しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

候補者番号 3	す か 須 賀	ゆ ず る 讓	(1963年7月28日生)	再任
-------------------	-------------------	-------------------	---------------	-----------

所有する当社の株式の数	略歴、地位および担当
1,300株	1987年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行(2018年7月退行) 2015年1月 みずほ情報総研(株)(現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)) 法務・コンプライアンス部長 2017年12月 当社出向 2018年8月 当社執行役員、当社総務人事部長 2019年6月 当社取締役執行役員常務、総務人事部長兼企画室、経理部担当 2020年4月 当社コーポレート本部長 N S Wウィズ(株)(現N S A(株)) 代表取締役社長(現任) 2022年4月 当社取締役執行役員専務(現任)、 コーポレートサービス本部長(現任) 2022年7月 当社企画室長(現任) 2023年4月 当社経理部長(現任)
重要な兼職の状況	N S A(株) 代表取締役社長

選任理由
 須賀讓氏は、2019年6月に取締役に就任し、本社管理部門であるコーポレートサービス本部を率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、前職における業務経験から企業経営、財務、会計およびリスクマネジメントなどにおける深い知見を有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

候補者番号 4	た け む ら 竹 村	だ い す け 大 助	(1977年12月26日生)	再任
-------------------	-----------------------	-----------------------	----------------	-----------

所有する当社の株式の数	略歴、地位および担当
1,700株	2000年5月 (株)デジタルヘッドクォーターズ入社(2001年8月退社) 2001年12月 当社入社 2018年4月 当社執行役員、サービスソリューション事業本部副事業本部長 兼ビジネスイノベーション事業部長 2019年6月 当社執行役員常務、 当社サービスソリューション事業本部長(現任) 2020年6月 当社取締役執行役員 2022年4月 当社取締役執行役員常務(現任)、 エンタープライズソリューション事業本部担当(現任)

選任理由
 竹村大助氏は、2020年6月に取締役に就任し、DXを支える技術であるIoT、AIサービスや自社データセンターによる総合的なマネジメントサービスなどを提供するサービスソリューション事業を率い、強いリーダーシップを発揮しております。各業種向けシステム開発・構築・運用などを展開するエンタープライズソリューション事業における経験と実績も有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

-
- (注) 1. 各候補者の当社における地位および担当については、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 多田尚二氏は、株式会社ナカヤにおいて専務取締役を兼務しており、当社は同社との間に不動産賃貸などの取引関係があります。
3. 多田尚二氏以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行により損害賠償請求をされた場合、損害賠償金、訴訟費用などを当該保険によって填補することとしております。ただし、故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては填補されないなどの免責事由があります。また、各取締役候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合は、当該保険の被保険者となる予定です。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役小谷野幹雄氏は辞任により退任いたします。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の山口美幸氏は、退任される監査等委員である取締役小谷野幹雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

やま ぐち み ゆき
山 口 美 幸 (1973年9月15日生)

新任 社外 独立役員

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位および担当

1996年10月 センチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
（1998年3月退社）
1998年4月 小谷野公認会計士事務所入所（現任）
2001年4月 公認会計士登録
2016年5月 税理士登録
2017年1月 小谷野税理士法人社員（現任）
2020年7月 （一社）秀令会監事（非常勤）（現任）

重要な兼職の状況

小谷野税理士法人 社員
（一社）秀令会 監事（非常勤）

選任理由および社外取締役候補者として期待される役割

山口美幸氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門知識およびその職業をもとに得た経験などを有しており、それらを当社の経営の監督に活かしていただけること、また、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である取締役候補者（社外）とするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山口美幸氏は、社外取締役候補者であり、原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者である山口美幸氏が原案どおり選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行により損害賠償請求をされた場合、損害賠償金、訴訟費用などを当該保険によって填補することとしております。ただし、故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては填補されないなどの免責事由があります。新任の山口美幸氏が原案どおり選任された場合は、当該保険の被保険者に含まれる予定であります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 選任後の取締役会の構成とスキルマトリックス

氏名	地位 (予定)	独立性	企業経営・ 経営戦略	DX・ 技術	営業・ マーケティング	法務・ リスク	財務・ 会計	業界 知見	国際的 経験
た だ 尚 じ二	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長		○		○			○	○
あ べ 徳 ゆき之	取 締 役 執 行 役 員 専 務		○	○				○	○
す 須 か 賀 ゆずる	取 締 役 執 行 役 員 専 務		○		○	○	○		
た け む ら だ い す け	取 締 役 執 行 役 員 常 務			○	○			○	○
さ の し げ る	取 締 役 監 査 等 委 員					○	○	○	○
ま す 井 ま さ 正 ゆ き 行	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外)	○			○			○	
い し 井 な お こ 子	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外)	○	○			○			
や ま ぐ ち み ゆ き 幸	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外)	○	○				○		

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、混迷するウクライナ情勢や欧米の銀行破綻に伴う信用不安、円安リスクを孕む為替相場、世界的なインフレ圧力など、景気減速が懸念される不透明な環境が続く一方、新型コロナウイルス禍からの社会・経済活動の正常化に伴い、外食やインバウンド消費の回復を中心に、影響の大きかった企業の業績改善など明るい材料もみられました。

かかる中、情報サービス産業におきましては、ビジネスモデル変革を伴うデジタルトランスフォーメーション（DX、デジタル変革）関連の投資や、さらにグリーントランスフォーメーション（GX）への取り組みなど、堅調な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは現中期経営計画（2022年4月から2025年3月）において、「デジタル変革による社会と企業の持続的成長の両立～技術と知によりお客様とビジネスを共創するSierへの進化～」を基本方針に、お客様に技術を提供するパートナーから企業変革とともに推進するパートナーへ領域を拡大し、事業の成長と変革を加速するとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は48,780百万円（前年同期比13.0%増）、売上高は46,188百万円（同6.3%増）、営業利益は5,387百万円（同9.5%増）、経常利益は5,442百万円（同8.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,090百万円（同17.9%増）となりました。

当連結会計年度の報告セグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較は変更後の区分に読み替えた数値で比較しております。

<エンタープライズソリューション>

当セグメントは、ビジネスソリューション事業、金融・公共ソリューション事業、システム機器販売事業で構成しております。ビジネスソリューション事業では製造業、小売業、物流業などのお客様業務を支援するITソリューションを提供しております。金融・公共ソリューション事業では保険業、銀行業などの金融分野や、官公庁・団体などの公共分野のお客様業務を支援するITソリューションを提供しております。システム機器販売事業では各ソリューション事業に伴い必要となるPC・サーバーなどの機器を納入しております。

売上高につきましては、小売業向けや官公庁・団体向けのシステム開発が堅調に推移したものの、システム機器販売の減少により若干の減収となりました。利益につきましては、収益性の高い案件の貢献により増益となりました。

これらの結果、受注高は16,188百万円（前年同期比18.2%増）、売上高は14,777百万円（同0.8%減）、営業利益は2,099百万円（同6.7%増）となりました。

<サービスソリューション>

当セグメントは、デジタルソリューション事業、クラウド・インフラサービス事業で構成しております。デジタルソリューション事業ではIoT&AIサービスやWebサイト・EC構築などの業種共通ソリューションを提供しております。クラウド・インフラサービス事業では、パブリック・プライベートクラウドの環境構築サービスや自社データセンターによるハウジング・ホスティングサービス、お客様の情報システムの運用設計から構築、管理を行う総合的なマネジメントサービスなどを提供しております。

売上高につきましては、デジタルソリューション、クラウド・インフラサービスともに堅調に推移し増収となりました。利益につきましては、一部の低採算案件の影響や事業拡大に向けた体制強化および戦略的投資により減益となりました。

これらの結果、受注高は13,806百万円（前年同期比11.5%増）、売上高は12,995百万円（同9.6%増）、営業利益は509百万円（同3.1%減）となりました。

<エンベデッドソリューション>

当セグメントは、組込み開発事業で構成しております。オートモーティブ、産業機器向けなどのアプリケーションやミドルウェア、ドライバ開発を行っており、製品の多様化や効率化、高品質設計によるスマート化に向けた各種ソリューションを提供しております。

売上高につきましては、オートモーティブ・モビリティ分野、通信・設備機器分野を中心に好調に推移し増収となりました。利益につきましては、増収に伴う売上総利益の増加により増益となりました。

これらの結果、受注高は9,759百万円（前年同期比6.5%増）、売上高は9,794百万円（同11.2%増）、営業利益は1,404百万円（同16.4%増）となりました。

<デバイスソリューション>

当セグメントは、デバイス開発事業で構成しております。画像処理や通信関連などのLSIの設計やボード設計を行っており、高位設計、論理設計・検証、論理合成、レイアウト設計、製造からテストまで、要件に応じたソリューションを提供しております。

売上高につきましては、半導体設計・開発分野が堅調に推移し増収となりました。利益につきましては、増収に伴う売上総利益の増加により増益となりました。

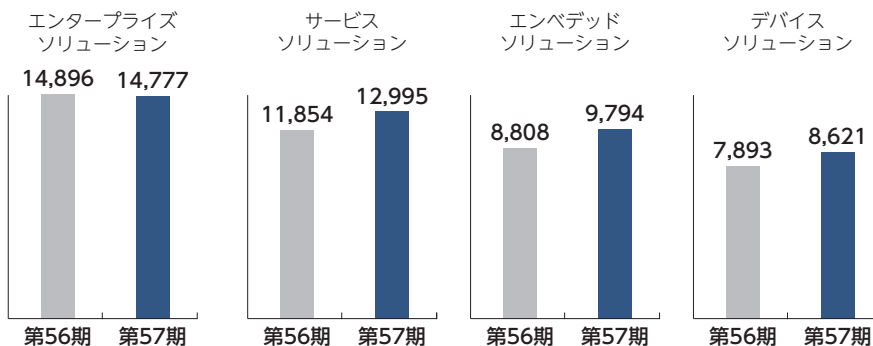
これらの結果、受注高は9,026百万円（前年同期比13.8%増）、売上高は8,621百万円（同9.2%増）、営業利益は1,373百万円（同12.8%増）となりました。

報告セグメント別の売上高、構成比率は次のとおりであります。

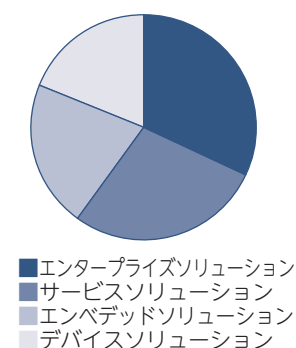
（単位：百万円、％）

報告セグメント別	期 別			第 57 期 (当連結会計年度)		
	第 56 期			第 57 期		
	売上高	前期比	構成比率	売上高	前期比	構成比率
エンタープライズソリューション	14,896	112.8	34.3	14,777	99.2	32.0
サービスソリューション	11,854	114.2	27.3	12,995	109.6	28.1
エンベデッドソリューション	8,808	—	20.3	9,794	111.2	21.2
デバイスソリューション	7,893	—	18.1	8,621	109.2	18.7
合計	43,452	110.6	100.0	46,188	106.3	100.0

■セグメント別売上高



■売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社でありました広和システム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、お客様とビジネスを共創するSierへの進化を目指し、以下の課題に対処し、事業の成長と変革を加速するとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

①DX実現による顧客価値の追求

顧客企業におけるDXへの動きが進む中、ソリューションや技術の提供のみならず、変革とともに推進・実現するパートナーとしての役割が求められております。そのため、当社グループにおいては、これまで取り組んできたIoT・AIサービスをはじめとしたデジタル技術をより一層強化・深化させるとともに、対応領域の拡大を図り、DX実現による顧客価値の共創に取り組んでまいります。

②選択と集中による収益力強化

ITサービスに対する顧客ニーズは多様化・高度化し、業務効率化を目的としたIT活用だけでなく、企業競争力を高めるための戦略的IT投資へと変化しております。このような事業環境の変化に的確に対応し、事業基盤をより一層確固たるものにするため、これまで培ってきた技術・ノウハウをさらに拡充・発展させ当社の強みをさらに伸ばすとともに、成長が期待される分野や収益性の高い分野へリソースを集中し、次への成長に向けた新たな安定的な収益基盤の確立に取り組んでまいります。

③人材の確保・育成

上記を実現するためには、従来にも増して人材の質的向上が不可欠です。そのため、高度な技術力・提案力・プロジェクトマネジメント力などのスキルに加え、企画力・事業推進力など新たな価値創造に挑戦し続ける活力ある人材を確保・育成すべく、採用活動の強化、人材育成プログラムの拡充などに取り組んでまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

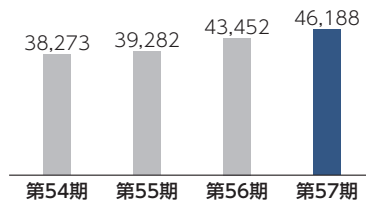
① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分		第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	38,273	39,282	43,452	46,188
営業利益	(百万円)	3,860	4,197	4,919	5,387
経常利益	(百万円)	3,898	4,240	5,025	5,442
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,668	2,765	3,469	4,090
1株当たり当期純利益	(円)	179.08	185.59	232.89	274.54
総資産	(百万円)	30,516	32,660	36,813	40,663
純資産	(百万円)	21,372	23,618	26,516	29,878
1株当たり純資産額	(円)	1,434.46	1,585.16	1,779.70	2,005.37

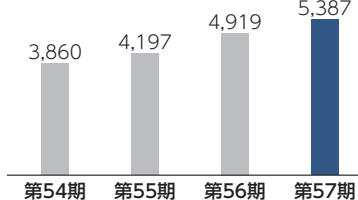
(注) 1 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(第30号 2021年3月26日)を第56期の期首から適用しております。

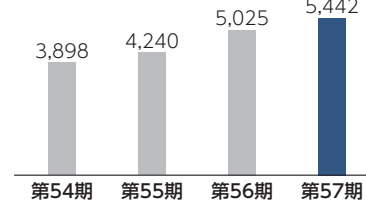
■ 売上高 (百万円)



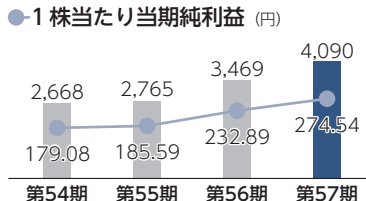
■ 営業利益 (百万円)



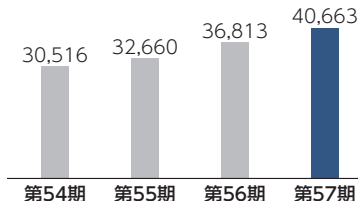
■ 経常利益 (百万円)



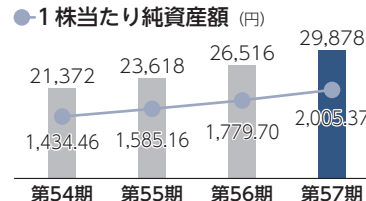
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



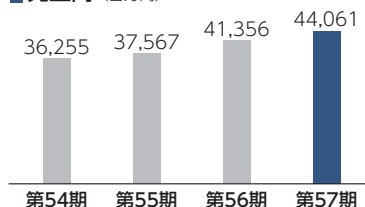
② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第54期	第55期	第56期	第57期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	36,255	37,567	41,356	44,061
営業利益	(百万円)	3,698	4,045	4,777	5,202
経常利益	(百万円)	3,766	4,122	4,870	5,316
当期純利益	(百万円)	2,585	2,706	3,380	4,032
1株当たり当期純利益	(円)	173.51	181.62	226.86	270.67
総資産	(百万円)	29,796	31,896	35,757	39,704
純資産	(百万円)	20,985	23,176	25,980	29,261
1株当たり純資産額	(円)	1,408.45	1,555.50	1,743.72	1,963.96

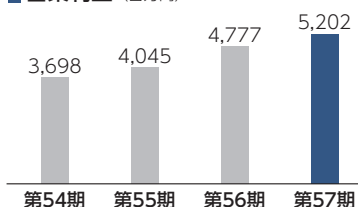
(注) 1 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(第30号 2021年3月26日) を第56期の期首から適用しております。

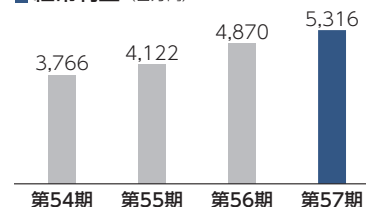
■ 売上高 (百万円)



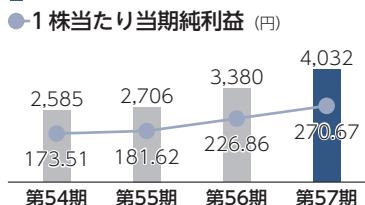
■ 営業利益 (百万円)



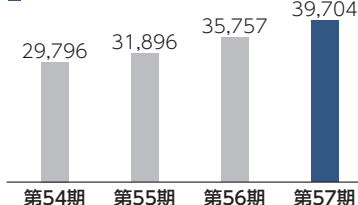
■ 経常利益 (百万円)



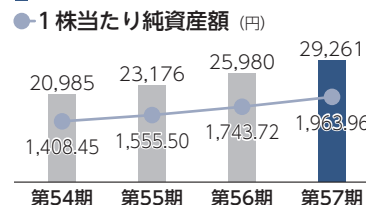
■ 当期純利益 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
N S S 株式会社	200百万円	100.0%	エンタープライズソリューション、サービスソリューション、エンベデッドソリューション、デバイスソリューション
恩斯達信息技术（北京）有限公司	200万人民币元	100.0%	エンタープライズソリューション、サービスソリューション、エンベデッドソリューション、デバイスソリューション
N S A 株式会社	30百万円	100.0%	一般事務に関する業務代行、支援サービス

③ その他

- ・ N S Wテクノサービス株式会社は、2023年1月1日付でN S S 株式会社に商号変更いたしました。
- ・ 京石刻恩信息技术（北京）有限公司は、2023年1月1日付で恩斯達信息技术（北京）有限公司に商号変更いたしました。
- ・ N S Wウィズ株式会社は、2023年1月1日付でN S A 株式会社に商号変更いたしました。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、「エンタープライズソリューション」「サービスソリューション」「エンベデッドソリューション」「デバイスソリューション」の4分野の事業を主たる業務としております。

(12) 主要な拠点等

① 当社

本	社	東京都渋谷区桜丘町31番11号
南平台開発センター		東京都渋谷区
桜丘開発センター		東京都渋谷区
渋谷ITセンター		東京都渋谷区
山梨ITセンター		山梨県笛吹市
名古屋事業所		愛知県名古屋市
大阪事業所		大阪府大阪市
福岡事業所		福岡県福岡市

(注)2022年8月3日付で渋谷事業所は南平台開発センター、渋谷ITコアは渋谷ITセンターに名称変更いたしました。

② 連結子会社

N S S	株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
N S A	株 式 会 社	本社	東京都渋谷区
恩斯達信息技术(北京)	有 限 公 司	本社	中国

(13) 使用人の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度比増減
	名	名
男 性	2,067	29
女 性	304	5
合 計	2,371	34

(注) 従業員数は、嘱託117名を含んだ就業人員数であります。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は2022年8月3日付でN S W株式会社に商号変更いたしました。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,899,463株 (自己株式537株を除く)
- (3) 株主数 4,556名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社タダ・コーポレーション	5,000 ^{千株}	33.55 [%]
多田修人	1,537	10.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,046	7.02
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	986	6.62
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2 S/J ASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS	695	4.66
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	420	2.81
野村信託銀行株式会社 (投信口)	384	2.58
多田尚二	317	2.12
多田直樹	300	2.01
光通信株式会社	292	1.96

(注) 持株比率は、自己株式 (537株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
多田尚二	取締役 執行役員社長 (代表取締役)	(株)ナカヤ 専務取締役 (株)タダ・コーポレーション 代表取締役社長
阿部徳之	取締役 執行役員専務 (デバイスソリューション事業本部長、 エンベデッドソリューション事業本部長)	恩斯達信息技术（北京）有限公司 董事長
須賀 讓	取締役 執行役員専務 (コーポレートサービス本部長、 企画室長)	N S A(株) 代表取締役社長
竹村大助	取締役 執行役員常務 (サービスソリューション事業本部長、 インタープライズソリューション事業本部長)	
佐野 滋	取締役 (常勤監査等委員)	
小谷野 幹雄	取締役 (監査等委員)	小谷野公認会計士事務所 代表 ゼビオホールディングス(株) 社外監査役 小谷野税理士法人 代表社員 (株)ヴィクトリア 社外監査役
増井正行	取締役 (監査等委員)	
石井尚子	取締役 (監査等委員)	桜通り法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐野滋氏は、2022年6月22日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）衛藤純二氏は、2022年6月22日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏、増井正行氏および石井尚子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）石井尚子氏は、弁護士として企業法務および税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐野滋氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 事業年度の末日後の取締役の異動
2023年4月1日付で以下のとおり異動を行いました。

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
阿部 徳之	取締役執行役員専務 デバイスソリューション事業本部長 エンベデッドソリューション事業本部担当 恩斯達信息技术（北京）有限公司 董事長	取締役執行役員専務 デバイスソリューション事業本部長 エンベデッドソリューション事業本部担当
須賀 謙	取締役執行役員専務 コーポレートサービス本部長 兼企画室長 NSA(株) 代表取締役社長	取締役執行役員専務 コーポレートサービス本部長 兼企画室長兼経理部長 NSA(株) 代表取締役社長

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年2月20日開催の取締役会決議に基づく2023年4月1日付の各執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります（執行役員を兼務する取締役は除く）。

地位	氏名	担当
執行役員常務	我妻 誠	エンベデッドソリューション事業本部長
執行役員常務	山田 武史	エンタープライズソリューション事業本部長
執行役員	山口 真吾	エンタープライズソリューション事業本部副事業本部長 NS S(株) 取締役
執行役員	岡部 晴美	エンベデッドソリューション事業本部副事業本部長 兼モビリティ事業部長 恩斯達信息技术（北京）有限公司 董事長
執行役員	上野 伸二	エンベデッドソリューション事業本部副事業本部長 恩斯達信息技术（北京）有限公司 董事
執行役員	福田 拓造	デバイスソリューション事業本部副事業本部長 兼営業統括部長
執行役員	大島 幸司	サービスソリューション事業本部副事業本部長 兼クラウドサービス事業部長 NS S(株) 取締役
執行役員	市川 照明	デバイスソリューション事業本部 システム事業、デバイス事業担当 NS S(株) 取締役
執行役員	森口 毅	サービスソリューション事業本部付
執行役員	長正 聡	エンタープライズソリューション事業本部付

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	佐 藤 正 芳	エンタープライズソリューション事業本部営業統括部長
執 行 役 員	三 塚 信 也	エンタープライズソリューション事業本部リテール事業部長

- (注) 1. 西田隆二氏は、2022年9月30日付で、執行役員を辞任いたしております。
2. 小関誠一氏は、2023年3月31日付で、執行役員副社長を退任いたしております。
3. 小山文雄氏は、2023年3月31日付で、執行役員を退任いたしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用などを填補することとしております。また、当該保険の保険料は、当社および当社の子会社が全額負担しております。

役員等の職務の適正性が損なわれないための措置としては、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては、填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として、取締役の報酬の額は、当社の業績、他社水準などを総合的に勘案の上、役位、職責ならびに経営への貢献度に応じて決定する、と定めております。また、当該方針は取締役会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。また、この金銭報酬の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
- ・ 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- ・ 当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬額を決定する権限を代表取締役執行役員社長多田尚二に委任することを決議しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためです。
監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから業績を反映することは行わずに、個人別の金銭報酬額の具体的内容は監査等委員の協議により決定いたします。
- ・ 取締役の個人別の報酬額は、役位、職責に応じた標準額を基に、事業年度毎の経営への貢献度を反映して決定されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	105百万円	105百万円	一百万円	一百万円	4名
取締役 (監査等委員)	34百万円	34百万円	一百万円	一百万円	5名
計	140百万円	140百万円	一百万円	一百万円	9名

(注) 2023年3月31日現在の取締役（監査等委員を除く。）は4名、取締役（監査等委員）は4名であります。上記員数の相違には、2022年6月22日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所の代表、ゼビオホールディングス株式会社の社外監査役、小谷野税理士法人の代表およびゼビオホールディングス株式会社の子会社株式会社ヴィクトリアの社外監査役を兼務しております。当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）増井正行氏は、該当事項はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）石井尚子氏は、桜通り法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況		主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
		出席回数/取締役会	出席回数/監査等委員会	
社外取締役 (監査等委員)	小谷野 幹 雄	7回/7回	7回/7回	毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて公認会計士としての専門知識と経験に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	増 井 正 行	7回/7回	7回/7回	毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて前職である製造業や当業界で培った豊富な経験や幅広い知見に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	石 井 尚 子	7回/7回	7回/7回	毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて弁護士としての専門知識と経験や、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。

③ 社外役員の報酬等の額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員の報酬等の額	24百万円	24百万円	一百万円	一百万円	3名

(注) 2023年3月31日現在の社外取締役は3名であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 25百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬等と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デューデリジェンスについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、会計監査人の解任を決定し、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会で報告いたします。また、監査等委員会が、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断した場合、会社法第399条の2の規定により「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法第399条の13に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当期につきましても内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。内部統制に係わる基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員および使用人の行動規範となる倫理憲章を定め、取締役、執行役員および使用人全員に周知徹底し、かつ遵守してまいります。
 - ・コンプライアンス業務を担当する部門として、コーポレートサービス本部長を長とするコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の監督の下、社内規則およびガイドラインの策定、教育訓練の実施、ならびに社内通報・報告体制の整備、その他コンプライアンス業務を行います。コンプライアンス室は、コンプライアンス業務について、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・コンプライアンスの実行を監査するための内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス委員会に報告します。
 - ・取締役、執行役員、使用人および内部監査室は、法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・監査等委員会はコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対して改善を求めます。この場合、コンプライアンス委員会は、改善の必要があると認められた場合は、速やかにコンプライアンス室に対してコンプライアンス体制の改善策の策定を指示します。

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部門をコーポレートサービス本部総務人事部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした態度で対応します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、網羅的に、かつ検索性の高い状態で保存および管理し、取締役は、文書管理規程により、これらを常時閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理を統括する機関として経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理のための体制を整備しております。
 - ・経営リスク（ビジネスリスク）、法令リスク（コンプライアンスリスク）、情報セキュリティリスク（ITリスク）および災害リスク（ハザードリスク）の適正な管理のため、これらのリスク毎に管理責任者を定めるとともに、取締役会規程、執行役員規程、経営会議規程、リスクマネジメント委員会規程、コンプライアンス委員会規程、情報システム管理規程および防災管理規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築しております。
 - ・不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、同本部が中心となって迅速に対応し、リスクおよび損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営方針および経営戦略に関わる重要事項のうち、取締役会で決議すべきものは、取締役会規程に明定し、係る事項を審議・決定します。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催します。さらに、取締役会規程に定めたものに準ずる重要事項を審議・決定するために、経営会議を随時開催します。
 - ・取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、執行役員規程、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程において、業務執行部門における責任者および責任内容ならびに執行手続の詳細を定めております。

-
- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社へ倫理憲章の周知徹底を図るとともに、主要な子会社にはコンプライアンスに関する推進責任者を配置し、緊密な連携の下、当社グループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ・当社は、子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築します。
 - ・当社は、関係会社管理規程に従い決裁・報告制度を運用するとともに、関係会社会議等により子会社の経営を適正に管理するものとし、必要に応じて経営のモニタリングを行います。取締役、内部監査室は、子会社の法令違反その他コンプライアンス、リスクに関する重大な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告します。
 - ・子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反しその他コンプライアンスまたはリスク管理上問題があると認めた場合は、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告するものとします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員の職務を補助すべき使用人として、使用人から監査等委員補助者を任命します。
 - ・監査等委員会は、監査等委員補助者の人事異動・人事評価等について、事前にコーポレートサービス本部総務人事部長より報告を受けるとともに、必要ある場合は、理由を付して人事異動・人事評価等につき変更をコーポレートサービス本部総務人事部長に申し入れることができます。コーポレートサービス本部総務人事部長は、監査等委員会の意見を尊重します。
 - ・監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の監査等委員会への報告、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 当社グループの取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす、または当社グループの信用を著しく失墜させるおそれがある事態の発生、内部管理体制の重大な欠陥および法令違反等の不正行為等を認めた場合および報告を受けた場合は、書面もしくは口頭にて遅滞なく監査等委員に直接報告します。この場合、報告者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
 - ・ 内部監査室は、少なくとも1ヶ月に1度は、監査状況について、監査等委員会に報告します。
 - ・ 監査等委員は必要に応じ、いつでも取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができ、取締役、執行役員または使用人は、速やかに求められた事項を報告しなければならない仕組みを構築しております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか、経営会議等の会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができます。
 - ・ 監査等委員会は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス室に対し改善策の策定を求め、内部監査室に対し監査の実施状況の報告および追加監査の実施を求めることができます。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室に対して、必要に応じて監査業務への協力を求めることができます。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役、コンプライアンス委員会委員長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
 - ・ 監査等委員が職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、その整備・改善と適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度は取締役会を7回開催し、取締役会規程に基づき各議案についての審議、職務執行の状況の報告および監督を行いました。また、常勤取締役、執行役員で構成する経営会議を13回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査等委員の職務執行

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。また、監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席するほか、内部監査部門、会計監査人等と定期的に情報・意見交換し、監査の実効性を高めております。

③ コンプライアンス体制

当事業年度はコンプライアンス委員会を4回開催し、内部管理体制の整備、法令違反行為の有無の調査等の確認を行いました。また、役員および従業員に対し、コンプライアンスの浸透・徹底を図るため、「倫理憲章」「行動指針」等のコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発を実施しました。

④ リスク管理体制

当事業年度はリスクマネジメント委員会を4回開催し、当社グループを取り巻くリスクへの対策等についての審議を行いました。また、役員および従業員に対し、リスク管理の徹底を図るため、リスク管理に関する教育を実施しました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る業務プロセス等の整備・運用の見直しを行い、監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付け、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本的な方針としております。

剰余金の配当は、内部留保資金の充実を図りながら、当該期の利益水準、財政状態、配当性向、将来の業績動向等を総合的に勘案した上で決定することとしております。

また、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大ならびに経営基盤強化に備え、競争力の維持向上に努めていく所存です。

上記の方針を踏まえて、当期の期末配当金につきましては、1株につき30.0円とすることを決定いたしました。中間配当金として1株につき25.0円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき55.0円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。また、当社は、毎年3月31日および9月30日を基準日とした年2回の配当を継続する予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	30,669
現金及び預金	15,352
受取手形	28
売掛金	12,376
電子記録債権	285
商品	918
仕掛品	1,278
貯蔵品	1
その他	427
固定資産	9,993
有形固定資産	6,205
建物及び構築物	2,038
工具、器具及び備品	297
土地	3,861
その他	7
無形固定資産	301
ソフトウェア	40
ソフトウェア仮勘定	92
のれん	148
その他	20
投資その他の資産	3,486
投資有価証券	158
繰延税金資産	1,705
その他	1,635
貸倒引当金	△12
資産合計	40,663

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	7,974
買掛金	3,478
未払法人税等	1,020
未払消費税等	373
賞与引当金	1,374
その他	1,727
固定負債	2,809
役員退職慰労引当金	2
退職給付に係る負債	2,602
その他	204
負債合計	10,784
純 資 産 の 部	
株主資本	29,760
資本金	5,500
資本剰余金	86
利益剰余金	24,175
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	118
その他有価証券評価差額金	98
為替換算調整勘定	30
退職給付に係る調整累計額	△10
純資産合計	29,878
負債及び純資産合計	40,663

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,188
売上原価		36,785
売上総利益		9,403
販売費及び一般管理費		4,015
営業利益		5,387
営業外収益		
仕入割引	11	
為替差益	8	
保険配当金	10	
その他	26	57
営業外費用		
債権売却損	0	
保険解約損	0	
その他	1	2
經常利益		5,442
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	2	
固定資産売却損	0	3
税金等調整前当期純利益		5,439
法人税、住民税及び事業税	1,741	
法人税等調整額	△392	1,348
当期純利益		4,090
親会社株主に帰属する当期純利益		4,090

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	5,500	86	20,904	△0	26,489
当期変動額					
剰余金の配当			△819		△819
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,090		4,090
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	3,270	—	3,270
当期末残高	5,500	86	24,175	△0	29,760

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	30	24	△27	27	26,516
当期変動額					
剰余金の配当					△819
親会社株主に帰属する 当期純利益					4,090
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	68	6	17	91	91
当期変動額合計	68	6	17	91	3,362
当期末残高	98	30	△10	118	29,878

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 3社
 - (2) 連結子会社の名称
 - N S S 株式会社
 - 恩斯達信息技术（北京）有限公司
 - N S A 株式会社前連結会計年度において連結子会社でありました広和システム株式会社は、2022年4月1日付で当社を存続会社とした吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結子会社のうち、恩斯達信息技术（北京）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等
 - 移動平均法に基づく原価法
 - ② 棚卸資産
 - イ. 商品及び仕掛品
 - 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ロ. 貯蔵品
 - 総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、以下のものについては定額法によっております。

1) 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）

2) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物

3) アウトソーシング事業に関連する建物附属設備、工具、器具及び備品

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

車両運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、2007年5月17日開催の取締役会において、2007年6月28日をもって廃止することを決議したことにより、制度廃止日以降繰入を実施しておりません。従って、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から就任している役員に対する2007年6月28日時点における要支給額であります。

④ 工事損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、当連結会計年度末において工事損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にシステム構築サービス及びシステム保守運用サービス、システム機器販売に関する契約から収益を認識しております。

システム構築サービスでは、一定期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断した場合は一時点で充足される履行義務として顧客による検収時に収益を認識しております。開発中のシステムにより他に転用できる資産が創出されず、かつ、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有する場合に一定期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。この進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっており、合理的に測定できない場合は、実際原価のうち回収されることが見込まれる金額で収益を認識しております。なお、完全に履行義務が充足されると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム保守運用サービスでは、主として各種システムを利用可能な状態にしておくサービスであり、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断していることから、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

システム機器販売では、顧客への引き渡し完了し検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから通常1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「仕入割引」、「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。一方、前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「助成金収入」「保険返戻金」は、金額的重要性が乏しいため当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「助成金収入」は4百万円、「保険返戻金」は0百万円であります。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めていた「保険解約損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)**(工事損失引当金)**

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度（百万円）	
工事損失引当金	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェア開発に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

プロジェクトの開発工数等に基づいて工事原価総額を見積り、工事原価総額の見積りが請負金額を上回る場合に工事損失引当金を計上しておりますが、開発途中での仕様変更や想定外の事象の発生により、当初想定していなかった追加的な工数が生じることがあります。工事原価総額の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、工事損失引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末において、工事損失引当金の計上はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|----------|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額 | 7,160百万円 |
| 2.工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と工事損失引当金は相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 工事損失引当金に対応する仕掛品の金額 | 一百万円 |
| 3.流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 | 259百万円 |

(連結損益計算書に関する注記)

- 1.顧客との契約から生じる収益
- 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識に関する注記)「(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 14,900,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月16日 取締役会	普通株式	446百万円	30.00円	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	372百万円	25.00円	2022年9月30日	2022年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	446百万円	30.00円	2023年3月31日	2023年6月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎年度末及び異常な兆候発見時に把握する体制としております。
投資有価証券である株式は、市場価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式のみであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。
営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、11.9%が日本電気(株)グループ、11.2%がルネサスエレクトロニクス(株)グループに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	156	156	—
資産計	156	156	—

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	156	—	—	156
資産計	156	—	—	156

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法

投資有価証券

上場株式は活発な市場における相場価格を用いて評価しており、レベル1の評価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記の対象から除いております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	報告セグメント				合計
	エンタープライズ ソリューション	サービス ソリューション	エンベデッド ソリューション	デバイス ソリューション	
ビジネス ソリューション	5,233	73	12	12	5,331
金融・公共 ソリューション	6,952	309	108	—	7,370
システム 機器販売	2,082	—	—	—	2,082
デジタル ソリューション	90	2,972	12	—	3,075
クラウド・インフラ サービス	1,901	7,908	66	35	9,912
組込み開発	49	0	8,811	1,960	10,822
デバイス開発	3	10	41	7,539	7,593
顧客との契約から生 じる収益	16,313	11,273	9,053	9,548	46,188
外部顧客への売上高	16,313	11,273	9,053	9,548	46,188

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 「3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,923
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,689
契約負債（期首残高）	364
契約負債（期末残高）	259

契約負債は、主に保守サービス契約における顧客からの前受金であります。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は206百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年内	17,645
1年超	—
合計	17,645

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,005円37銭
- 1株当たり当期純利益 274円54銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- | | |
|-----------|---|
| ①結合企業の名称 | 日本システムウエア株式会社（当社の旧会社名） |
| 事業の内容 | エンタープライズソリューション、サービスソリューション、エンベデッドソリューション、デバイスソリューション |
| ②被結合企業の名称 | 広和システム株式会社 |
| 事業の内容 | 各種プラントオートメーションシステムの自動制御技術全般の設計・開発、社会環境向け監視制御システムの設計・開発等 |

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、広和システム株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

日本システムウエア株式会社（当社の旧会社名）

(5) その他取引の概要に関する事項

両社の経営資源を最大限活用し、経営効率化・意思決定の迅速化を図るため、当社を存続会社として、広和システム株式会社を吸収合併いたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	29,561
現金及び預金	14,525
受取手形	28
売掛金	12,114
電子記録債権	285
商品	917
仕掛品	1,267
貯蔵品	1
前払費用	401
その他	20
固定資産	10,143
有形固定資産	6,198
建物	2,012
構築物	23
車両運搬具	7
工具、器具及び備品	293
土地	3,861
無形固定資産	299
ソフトウエア	39
ソフトウエア仮勘定	92
のれん	148
その他	19
投資その他の資産	3,645
投資有価証券	158
関係会社株式	298
会員権	86
長期未収入金	5
長期前払費用	89
敷金及び保証金	1,193
保険積立金	258
繰延税金資産	1,567
貸倒引当金	△12
資産合計	39,704

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	7,886
買掛金	3,705
未払金	591
未払法人税等	1,001
未払消費税等	325
未払費用	577
前受金	297
預り金	175
賞与引当金	1,207
その他	5
固定負債	2,555
退職給付引当金	2,348
役員退職慰労引当金	2
資産除去債務	204
負債合計	10,442
純 資 産 の 部	
株主資本	29,163
資本金	5,500
資本剰余金	86
資本準備金	86
利益剰余金	23,578
利益準備金	821
その他利益剰余金	22,756
別途積立金	4,500
繰越利益剰余金	18,256
自己株式	△0
評価・換算差額等	98
その他有価証券評価差額金	98
純資産合計	29,261
負債及び純資産合計	39,704

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		44,061
売上原価		35,119
売上総利益		8,941
販売費及び一般管理費		3,739
営業利益		5,202
営業外収益		
受取配当金	25	
仕入割引	11	
受取賃貸料	41	
その他	37	116
営業外費用		
債権売却損	0	
保険解約損	0	
その他	1	2
経常利益		5,316
特別利益		
固定資産売却益	0	
抱合せ株式消滅差益	13	13
特別損失		
固定資産除却損	2	
固定資産売却損	0	3
税引前当期純利益		5,326
法人税、住民税及び事業税	1,694	
法人税等調整額	△400	1,293
当期純利益		4,032

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 準 備 金	利益剰余金			自己 株式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金	利益剰余金 合 計			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	5,500	86	86	739	4,500	15,124	20,364	△0	25,949
当期変動額									
剰余金の配当						△819	△819		△819
剰余金の配当に伴う積立				81		△81	—		—
当期純利益						4,032	4,032		4,032
自己株式の取得									—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	81	—	3,131	3,213	—	3,213
当期末残高	5,500	86	86	821	4,500	18,256	23,578	△0	29,163

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高		30	25,980
当期変動額			
剰余金の配当			△819
剰余金の配当に伴う積立			—
当期純利益			4,032
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)		68	68
当期変動額合計		68	3,281
当期末残高		98	29,261

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産
 - ① 商品及び仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ② 貯蔵品
総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、以下のものについては定額法によっております。
 - 1)1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）
 - 2)2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物
 - 3)アウトソーシング事業に関連する建物附属設備、工具、器具及び備品

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用
均等償却しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上事業年度から費用処理しております。
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金制度は、2007年5月17日開催の取締役会において、2007年6月28日をもって廃止することを決議したことにより、制度廃止日以降繰入を実施しておりません。従って、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から就任している役員に対する2007年6月28日時点における要支給額であります。

(5) 工事損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、当事業年度末において工事損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にシステム構築サービス及びシステム保守運用サービス、システム機器販売に関する契約から収益を認識しております。

システム構築サービスでは、一定期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断した場合は一時点で充足される履行義務として顧客による検収時に収益を認識しております。開発中のシステムにより他に転用できる資産が創出されず、かつ、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有する場合に一定期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。この進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっており、合理的に測定できない場合は、実際原価のうち回収されることが見込まれる金額で収益を認識しております。なお、完全に履行義務が充足されると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足し時点で収益を認識しております。

システム保守運用サービスでは、主として各種システムを利用可能な状態にしておくサービスであり、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断していることから、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

システム機器販売では、顧客への引き渡し完了し検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから通常1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表関係)

前事業年度において無形固定資産の「その他」に含めていた「のれん」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めていた「仕入割引」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,157百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	15百万円
短期金銭債務	378百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引による取引高	
売上高	104百万円
仕入高	1,712百万円
業務委託費他	240百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金、受取賃貸料、雑収入	64百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	537株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3百万円
減損損失	342百万円
未払事業税等	84百万円
賞与引当金等	428百万円
退職給付引当金	719百万円
資産除去債務	62百万円
その他	68百万円
繰延税金資産小計	1,710百万円
評価性引当額	△68百万円
繰延税金資産合計	1,642百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△43百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△31百万円
繰延税金負債合計	△75百万円
繰延税金資産の純額	1,567百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

1. 計算書類提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ナカヤ	東京都渋谷区	30	不動産賃貸業	なし	建物の賃借 役員の兼任 1名 役員の近親者 1名	賃借料の支払	738	保証金前払費用	558 67

2. 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	N S S株式会社	東京都渋谷区	200	エンタープライズソリューション、サービスソリューション、エンベデッドソリューション、デバイスソリューション	(所有) 100.0	当社開発業務の一部の委託	開発業務の委託	1,697	買掛金	323

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等は含まず、「期末残高」には消費税等を含めて表示しております。
 2. 株式会社ナカヤは、当社の主要株主である多田修人が議決権の82.3%を直接保有しております。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりであります。
 (1) 賃借料は、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。
 (2) 開発業務の委託は、交渉の上、一定の採算が確保されるように取引条件を決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,963円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 270円67銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

N S W 株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東京事務所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N S W株式会社（旧会社名 日本システムウエア株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N S W株式会社（旧会社名 日本システムウエア株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

N S W 株式会社
取締役会 御中仰 星 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSW株式会社（旧会社名 日本システムウェア株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

N S W株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐野 滋 ㊟
監査等委員 小谷野 幹雄 ㊟
監査等委員 増井 正行 ㊟
監査等委員 石井 尚子 ㊟

(注) 監査等委員小谷野 幹雄、増井 正行および石井 尚子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時：2023年6月21日（水曜日）午前10時

（受付開始時刻：午前9時30分）

会 場：AOYAMA GRAND HALL

〒107-0061 東京都港区北青山2丁目14番4 3階



交通のご案内 東京メトロ  銀座線
「外苑前」駅（3番出口）より徒歩約3分

- ・ご来場の株主様におかれましては、会場入り口でのアルコール消毒や検温に、ご協力をお願い申し上げます。また、会場でのマスクの着用は任意とさせていただきます。
- ・運営スタッフのマスク着用も、同様とさせていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nsw.co.jp>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

